

飯塚市研究開発室使用料等助成 募集案内

～ 研究開発に良好な環境を提供します！ ～

- 1 目的 独創的な技術等をもって新しい事業展開を図ろうとする方に、飯塚研究開発センター研究開発室、福岡ソフトウェアセンター等実践指導室等の使用料等を助成し、新産業創出を推進、地域産業の振興を図ります。
- 2 対象者 ○独創的な技術をもって起業する方
○新技術、新製品の開発または新分野への進出に取り組む研究開発型の企業
- 3 助成額 ○使用料の2分の1以内（5万円／月上限）
○入居時敷金の2分の1以内（50万円上限）
- 4 助成期間 2年間（最長）
- 5 申請方法 申請される方は、以下の書類を提出してください。
 - 研究開発室使用料等助成申請書
 - 会社概要書
 - インキュベーション施設の入居契約書等の写し
 - 市税の滞納なし証明書
 - 法人の登記事項証明書（商業登記簿謄本）【3か月以内】

【提出先および問合せ先】

飯塚市 経済部 経済政策推進室 産学振興担当

〒820-8501 飯塚市新立岩5-5

(TEL) 0948-22-5518 (E-mail) sangaku@city.iizuka.lg.jp